

2025年1月

受益者の皆様へ

PayPayアセットマネジメント株式会社

「PayPay 投信バランスライト」  
の信託の終了（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、追加型証券投資信託「PayPay投信バランスライト」（以下、「ファンド」という場合があります。）につきまして、下記のとおり信託を終了（繰上償還）させていただく予定でございますのでお知らせいたします。

この信託の終了につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律及び投資信託約款の規定に従い、書面による決議をもって実施する予定です。つきましては、本書面及び添付「書面決議参考書類」をご覧のうえ、同封の「議決権行使書面」にこの信託の終了に関する賛否及び必要事項をご記入いただき、弊社までご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

<記>

## 1. 信託終了の理由

ファンドの委託会社である弊社は2025年9月末を目途に事業を終了することを予定していることから、誠に残念ではありますが、この度信託を終了させていただく予定となりました。

受益者の皆様には、この度の信託終了につきまして、何卒ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

## 2. 信託終了に係る書面による決議の日程と手続き

### (1) 信託終了に係る書面による決議の日程

①受益者及び受益権の口数の確定日	: 2025年1月8日
②書面による議決権の行使の期限	: 2025年2月3日
③書面による決議の日	: 2025年2月4日
④投資信託契約解約届出書提出日	: 2025年2月6日
⑤信託終了日	: 2025年3月25日

### (2) 信託終了に係る書面による決議の手続き

2025年1月8日現在の受益者の方は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。

この信託終了に係る書面による決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。この場合、2025年2月6日付で金融庁に投資信託契約解約の届出を行い、2025年3月25日に信託を終了します。

なお、上記の議決権数による賛成が得られずこの信託終了の決議が否決された場合は、ファン

ドの信託の終了は行わず、本決議に基づく信託の終了を行わない旨を速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。ただし、その場合であっても弊社の事業終了日が確定した段階で、投資信託及び投資法人に関する法律及び投資信託約款の規定に準じて、ファンドの信託は終了（償還）に向けた手続きを進めることとなります。あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

### 3. 書面による決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、賛成または反対される旨及び必要事項をご記入のうえ、2025年2月3日（必着）までに下記宛にご送付ください。なお、議決権行使書面は、2025年2月3日弊社到着分までを有効とさせていただきます。

なお、議決権を行使されない場合（議決権行使書面を送付いただかない場合）は、この信託終了に係る書面による決議に賛成するものとさせていただきます。

#### 【「議決権行使書面」の送付先】

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地 神田橋安田ビル8階

PayPayアセットマネジメント株式会社 信託終了に関する議決権行使書面受付係 宛

（議決権行使書面についての留意事項）

- ・賛否の表示のない議決権行使書面をご提出された場合は、この信託終了に賛成するものとさせていただきます。
- ・同一の受益者の方がこの信託終了について重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権が無効となりますのでご了承下さい。

（個人情報の取扱い）

議決権行使書面にご記入いただいたお客様に関する情報は、この信託終了に係る書面決議の手続きのために弊社において利用いたします。また、書面決議の手続きのために弊社と販売会社との間で、その内容を共有させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

### 4. 反対受益者の買取請求の不適用について

ファンドは、受益者の方が自己が保有する受益権について換金（解約）の申込みを行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該申込みに応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者の方に換金代金（一部解約金）として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託及び投資法人に関する法律に定める受益権の買取請求をすることができません。

※議決権の行使の期間中ならびに書面による決議の日以降においても、通常通りファンドの換金（解約）のお申込みを受付けます（お申込み不可日を除きます。）。その際の換金（解約）価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

以上

<本件に関する問い合わせ先>

PayPayアセットマネジメント株式会社 信託終了に関する問い合わせ窓口

電話番号 03-6275-0926（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

## 書面決議参考書類

### 1. 投資信託契約の解約の理由及び相当性に関する事項

ファンドの委託会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社は2025年9月末を目途に事業を終了することを予定していることから、この度信託を終了するものです。

### 2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

2025年3月25日

### 3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件

この投資信託契約の解約の書面による決議が議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数の賛成を得られない場合には、投資信託契約の解約は中止されます。

### 4. 直前に作成された財産状況開示資料等の内容

別添資料参照。

### 5. 財産状況開示資料等を作成した後に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

### 6. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

該当事項はありません。

以上

(別添) 直前に作成された財産状況開示資料等の内容

PayPay 投信バランスサイト

■資産、負債、元本及び基準価額の状況

■損益の状況

(2024年11月11日)現在

(自2024年5月11日 至2024年11月11日)

項目	当期末
(A)資産	2,553,521,607
コール・ローン等	34,539,861
投資信託受益証券(評価額)	632,453,192
投資証券(評価額)	643,587,389
未収入金	1,242,941,015
未収利息	150
(B)負債	1,289,880,498
未払金	1,275,271,472
未払解約金	10,166,121
未払信託報酬	3,561,202
その他未払費用	881,703
(C)純資産総額(A-B)	1,263,641,109
元本	1,193,572,248
次期繰越損益金	70,068,861
(D)受益権総口数	1,193,572,248口
1万口当たり基準価額(C/D)	10,587円

項目	当期
(A)配当等収益	13,006,449
受取配当金	12,974,252
受取利息	32,197
(B)有価証券売買損益	36,215,458
売買益	249,847,809
売買損	△213,632,351
(C)信託報酬等	△4,735,762
(D)当期損益金(A+B+C)	44,486,145
(E)前期繰越損益金	△51,288,302
(F)追加信託差損益金	76,871,018
(配当等相当額)	(142,699,564)
(売買損益相当額)	(△65,828,546)
(G)計(D+E+F)	70,068,861
(H)収益分配金	0
次期繰越損益金(G+H)	70,068,861
追加信託差損益金	76,871,018
(配当等相当額)	(142,699,564)
(売買損益相当額)	(△65,828,546)
分配準備積立金	133,486,722
繰越損益金	△140,288,879

\*損益の状況の中で(B)有価証券売買損益は期末の評価換えによるものを含みます。

\*損益の状況の中で(C)信託報酬等には信託報酬に対する消費税等相当額を含めて表示しています。

\*損益の状況の中で(F)追加信託差損益金とあるのは、信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差し引いた差額分をいいます。

(注記事項)

・期首元本額	1,322,700,375円
・期中追加設定元本額	89,515,531円
・期中一部解約元本額	218,643,658円